

手配旅行 取引条件説明書面

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。

1. 手配旅行契約

- 「手配旅行契約」(以下「旅行契約」といいます。)とは、関東ツアーサービス株式会社(栃木県宇都宮市築瀬4-25-5・観光庁長官登録旅行業第983号)(以下「当社」といいます。))がお客様の依頼により、お客様が「運送・宿泊機関等の運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。
- 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不適当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供を受ける契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、当社は、当社所定の旅行業務取扱料金(以下「取扱料金」といいます。))を申し受けます。

2. 旅行のお申込みおよび契約の成立時期

- 旅行のお申込みは、当社所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、所定の申込金を添えてお申込みください。
- お客様との旅行契約については、当社が契約の締結を承諾し、(1)の申込金を受理した時に成立します。
- 当社は、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申し込みを受けることがあります。この場合、契約成立の時期は契約書面に記載します。
- 運送サービスまたは宿泊サービスの手配のみを目的とする旅行契約であって、旅行代金と引き換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面(乗車船券、宿泊券等のクーポン券)をお渡しするものについては、申込書の提出を省略する場合があります。この場合、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。
- 申込金は、「旅行代金」または「取消料」もしくは「違約料」の一部として取り扱います。

3. 旅行代金に含まれるもの

- 旅行代金には日程表に記載された以下のものが含まれます。
 - (ア) 貸切バス、航空、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃・料金
 - (イ) 旅館・ホテル等の宿泊料金
 - (ウ) 観光・視察の代金
 - (エ) 食料料金
 - (オ) お一人様につき1個の受託手荷物運搬代金
 - (カ) 添乗員同行料金
- 上記のものは、お客様の都合により、利用されなくても払い戻しいたしません。

4. 旅行代金に含まれないもの

- 上記旅行代金に含まれるものに掲げるもの以外は、旅行代金に含まれません。一部を例示します。
 - (ア) 自宅から集合場所までへの交通費や宿泊費等
 - (イ) 超過手荷物料金
 - (ウ) クリーニング、電信電話料金、ホテルのメイド等へのチップ、その他追加飲食代等お客様の個人的諸費用
 - (エ) オプションツアー(別途料金の小旅行)代金

5. 旅行代金とその支払い時期およびその変更・精算

- 旅行代金(旅行費用および取扱料金の合算額をいいます。)は旅行出発前の当社が指定する日までにお支払いください。
- 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改正、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。その場合、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。
- 当社は、当社が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用でお客様が負担すべきものおよび取扱料金(以下あわせて「精算旅行代金」といいます。)と旅行代金としてすでに收受した金額とが合致しない場合は、旅行終了後速やかに精算します。精算旅行代金が旅行代金としてすでに收受した金額を超えるときは差額を申し受け、收受した金額に満たないときは差額を払い戻します。

6. 旅行業務取扱料金

- ご旅行の予約手配、クーポン券類の発行、確認券券(お客様がご自身でされたご予約を当社の責任において確認し、クーポン券類を発行すること)に対しては、次の金額を申し受けます。

(国内旅行)

取扱料金	内容	金額
取扱料金	宿泊機関と、運輸機関・航空券・観光券等の複合手配旅行の場合	旅行費用合計額の20%以内(下限は下記の取扱料金下限の合算額とします)
	宿泊機関を単独で手配する場合	宿泊機関1件1手配につき費用の20%以内(下限550円)(但し、同一施設に連泊の場合は1件とします。)
	JR・航空以外の運輸機関(私鉄・バス・フェリー等)を単独で手配する場合	運輸機関1件1手配につき費用の20%以内(下限1,100円)
	航空券を単独で手配する場合	1人1区間につき航空運賃の20%以内(下限1,100円)
	観光券等を単独で手配する場合	サービス機関1件1手配につき費用の20%以内(下限1,100円)

- (注1)「手配」とは、予約の必要のない券券のみを含みます。
(注2)「観光券類の手配」とは、TDR、USJを除く、観光、入場、食事その他のサービス機関の手配することをいいます。

(2) 取消・変更に係る取扱料金

お客様のご都合により変更または取消のお申出があったときは、前項(1)及び次の金額を申し受けます。

変更・取消	内容	金額
変更・取消	宿泊機関の予約変更	1件1手配につき550円
	JR・航空以外の運輸機関、観光券等の予約変更	1件1手配につき1,100円
	航空券の予約変更	1人1区間につき1,100円
取消	宿泊機関の予約取消	1件1手配につき550円
	JR・航空以外の運輸機関、観光券等の予約取消	1件1手配につき1,100円
	航空券の予約取消	1人1区間につき1,100円

- (注)運送・宿泊機関等の定める取消料、違約料、その他の名目ですでに支払い、またはこれから支払う費用は、別途申し受けます。
(注)○全ての旅行手配完了の後、お客様のお申出により、旅行を取消される場合にも旅行取扱料金を申し受けます。また、手配の一部が終了している場合は、その割合に応じ取扱料金を申し受けます。
○通信連絡に関する実費(郵便・電話料金等)は別途申し受けます。

(海外旅行)

手配種別	料金種別	内容	料金	適用条件 其他
複合手配	取扱料金	運送・宿泊機関等の複合手配の予約	ご旅行費用総額の20%以内	・ 下限は各取扱料金の合算額と致します。 ・ 下限は各取扱料金の合算額と致します。 ・ 運送・宿泊等旅行サービス提供機関、外国旅行会社等への取消料は別途申し受けます。
	変更・取消 手続料金	運送・宿泊機関等の複合手配の予約内容の変更、または予約の取消	ご旅行費用総額の20%以内	

手配種別	料金種別	内容	料金	適用条件 其他
航空	取扱料金	日本発国際航空券の予約・発行	ご旅行費用総額の20%以内(下限8,800円)	・ 世界一周航空券の場合は、下限22,000円と致します。 ・ 区間ごとに別航空券が必要な場合は、別件となります。
	変更・取消 手続料金	現地発航空券の予約・発行	ご旅行費用総額の20%以内(下限7,700円)	・ 世界一周航空券の場合は、下限11,000円と致します。 ・ PEX運賃等、予約航空会社のできる運賃規則がある場合は、適用する運賃の発券、変更、取消条件が適用されます。 ・ 1航空券1手続あたり申し受けます。 ・ 航空会社、代売会社などに支払う変更料、取消料は別途申し受けます。

手配種別	料金種別	内容	料金	適用条件 其他
ホテル	取扱料金	予約	ご旅行費用総額の20%以内(下限1,100円)	1手配につき
	変更・取消 手続料金	予約内容の変更、または予約の取消 クーポン券類の切替・再発行、未使用券の精算手続	ご旅行費用総額の20%以内(下限1,100円)	・ ホテル等旅行サービス提供機関、代売会社等に対して支払う変更料、取消料は別途申し受けます。

手配種別	料金種別	内容	料金	適用条件 其他
鉄道	取扱料金	予約・発行	2,200円	お一人様1件につき
	変更・取消 手続料金	予約内容の変更、または予約の取消	3,300円	お一人様1件につき
		バス・乗車券類の切替・再発行、未使用券の精算手続	3,300円	バス・乗車券類1枚につき

手配種別	料金種別	内容	料金	適用条件 其他
バス 船舶、 レンタカー	取扱料金	予約・発行	4,400円	1手配につき
	変更・取消 手続料金	予約内容の変更、または予約の取消	3,300円	1手配につき
		バス・乗車券、クーポン券類の切替・再発行、未使用券の精算手続	3,300円	バス・乗車券・クーポン券類1枚につき

手配種別	料金種別	内容	料金	適用条件 其他
クルーズ	取扱料金	予約	ご旅行費用総額の20%以内(下限4,400円)	お一人様1件につき
	変更・取消 手続料金	予約内容の変更、または予約の取消	ご旅行費用総額の20%以内(下限8,800円)	お一人様1件につき

手配種別	料金種別	内容	料金	適用条件 其他
送迎、ガイド、 レストラン、 現地旅行、 その他サービス	取扱料金	予約	4,400円	1手配につき
	変更・取消 手続料金	予約内容の変更、または予約の取消	1,100円	お一人様1件につき

手配種別	料金種別	内容	料金	適用条件 其他
現地入場券	取扱料金	予約	5,500円	1手配につき

- (注1) 上記各変更・取消手続料金は手配旅行契約成立以降の変更・取消により申し受けます。
(注2) 上記料金には、通信費、送料等実費は含まれません。
(注3) 取扱料金、変更手続料金は旅行を中止される場合も申し受けます。
(注4) 「ご旅行費用総額」とは運賃その他の名目で、運送・宿泊機関等に対して支払う費用の総額を言います。
(注5) 「1手配」とは同一の手配を同時に行う場合は複数名でも「1手配」と数えます。但し、手配日、利用日、利用施設、利用区間、運送機関等が異なる場合はそれぞれ「1手配」と数えます。(連泊は「1手配」と数えます)
(注6) 上記サービスの変更、取消、払い戻しは、初めに予約を取扱わせていただいた支店・営業所のみにて対応させていただきます。
(注7) 払い戻しは、お引き受けできない場合があります。
(注8) ご予約済みの記録の発券のみの場合でも、上記取扱料金を申し受けます。
(注9) 上記各種別にあてはまらない手配の場合は、都度、契約の際に料金を明示します。

